

会議の名称	令和元年第7回本庄市農業委員会総会	
開催日時	令和元年7月25日(木)	午後2時から 午後3時30分まで
開催場所	本庄市役所 大会議室	
出・欠席者	別紙のとおり	
議事日程	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 開会</li> <li>2 あいさつ</li> <li>3 議事録署名委員及び書記の指名</li> <li>4 付議事件の上程、提案理由及び内容の説明、質疑並びに採決 <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 第31号議案 農地法第3条の規定による許可申請について</li> <li>(2) 第32号議案 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について(通年)</li> <li>(3) 第33号議案 農地法第4条の規定による許可申請について</li> <li>(4) 第34号議案 農地法第5条の規定による許可申請について</li> <li>(5) 第35号議案 本庄市鳥獣被害防止対策協議会委員の推薦について</li> <li>(6) 報告第29号 農地法3条の3の規定による届出について</li> <li>(7) 報告第30号 農地法第4条第1項第7号の規定による届出について</li> <li>(8) 報告第31号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出について</li> <li>(9) 報告第32号 農地法第6条の規定による農地所有適格法人の報告について</li> <li>(10) 報告第33号 農地法第18条第6項の規定による通知について</li> <li>(11) 報告第34号 農業用施設(2a未満)の設置に伴う届出について</li> </ol> </li> <li>5 事務局連絡事項</li> <li>6 閉会</li> </ol>	

## 議 事 録

配付資料	1 令和元年第7回本庄市農業委員会総会議事日程 2 令和元年第7回本庄市農業委員会総会議案 3 令和元年第7回総会事務局連絡事項
主 管 課	農業委員会事務局

会 議 の 経 過	
発 言 者	発 言 内 容
事務局長	<p>それでは、定刻になりましたので、ただいまより総会を始めさせていただきます。</p> <p>議事日程に従いまして、進めさせていただきます。</p> <p>まず、議事日程1の開会を細野会長代理にお願いいたします。</p>
細野会長代理	<p>こんにちは。本日はお忙しい中、ご苦労様です。ただ今から令和元年第7回本庄市農業委員会総会を開催いたします。よろしくをお願いいたします。</p>
事務局長	<p>ありがとうございました。</p> <p>次に、議事日程2あいさつに移ります。田端会長よりご挨拶をお願いいたします。</p>
田端会長	<p>皆さまこんにちは。やっと梅雨があけたと思われたのですが、南の方に低気圧が発生したそうです。この低気圧が通り抜けないと、関東地方は梅雨明けにならないそうですが、九州、四国、北陸は梅雨明けしました。皆さまにおかれましては、8月2日から農地パトロールが開始されます。例年どおりに暑くなると思いますので、熱中症には気をつけていただきたいと思います。</p> <p>今月もたくさん案件がありますが、よろしく願いします。</p>
事務局長	<p>ありがとうございました。</p> <p>本日、間正委員から欠席届が提出されておりますので、ご報告いたします。</p> <p>次に、総会の定足数についてでございます。農業委員会等に関する法律第27条第3項に「総会は、現に在任する委員の過半数が出席しなければ、開くことができない」と規定されております。本日の総会は、在任委員44名中43名の出席となっておりますので、総会が成立しておりますことをご報告いたします。</p>

	<p>これより議事に入ります。本庄市農業委員会総会会議規則第5条の規定により、田端会長に議長をお願いいたします。よろしくをお願いいたします。</p>
議長	<p>議事日程3議事録署名委員及び書記の指名を行います。 私から指名させていただくことに、ご異議ありませんか。 (異議なし、の声) それでは、本日は2番小川委員及び3番前原委員に議事録署名委員をお願いいたします。 また、会議書記は、事務局の飯島係長を指名いたします。 次に、議事日程4付議事件の上程、提案理由及び内容の説明、質疑並びに採決に入ります。本日の付議事件は、議事日程のとおり議案5件及び報告6件であります。 まず、第31号議案「農地法第3条の規定による許可申請について」を上程いたします。事務局より説明願います。</p>
事務局長	<p>第31号議案を説明いたしますので、議案書1ページをご覧ください。 第31号議案農地法第3条の規定による許可申請について、ご説明申し上げます。本議案につきましては、農地法第3条第1項の規定により、別紙申請について処分したいので、ご提案申し上げるものでございます。議案内容ですが、農地法第3条の規定により、別紙の許可申請に係る処分の議決を求めますのでございます。本日提出、会長。 申請内容については、2ページをご覧ください。申請件数は、4件となります。その内訳は、売買による所有権移転3件及び贈与による所有権移転1件でございます。 次に、農地の権利移動についての許可判断要件をご説明いたします。農地法第3条第2項に許可判断の要件が規定されておりまして、まず、全部効率利用要件で、農地の全てを効率的に利用して耕作の事業を行うこと。次に、農作業常時従事要件で、農作業に常時従事すること。次に、下限面積要件で、本庄市では経営面積の合計が50アール以上であること。次に、地域との調和要件で、周辺の農地利用に悪影響を与えないこととなっております。農地の受け手がこれらすべての要件を満たしていないと許可できないこととなっております。以上でございます。</p>
議長	<p>それでは、整理番号1から順に審議いたします。まず、整理番号1について、事務局より説明を求めます。</p>
事務局長	<p>整理番号1を説明いたしますので、2ページをご覧ください。申請人の住所氏名は、記載のとおりです。申請地は、児玉町秋山地内の畑1筆、面積は記載のとおりです。売買による所有権移転です。経営状況は、記載のとおり</p>

	<p>です。地区担当は、福田委員でございます。なお、申請地位置図は、3ページになります。</p> <p>受人所有農地の現地調査及び書類審査を事務局において実施しましたところ、農地法第3条第2項の許可判断要件すべてを満たしているものと思われ ます。以上でございます。</p>
議長	整理番号1について、福田委員の報告をお願いいたします。
福田委員	<p>16番福田が報告させていただきます。7月22日、清水文夫推進委員と現地確認をし、受人から聞き取りを行いました。3ページ、3-1の地図をご覧ください。申請人宅のすぐ南側が申請地です。親の代から申請地を借りて耕作をしていたそうです。受人の農業従事日数は300日、農業従事者数は1人です。申請地には小麦を作付けしたいということです。受人の農機具所有状況を確認したところ、経営農地にて農業経営を充分行えることを確認しました。</p> <p>なお、受人の所有農地の耕作状況を現地確認したところ、すべての農地が問題なく利用されており、周辺農地への支障の恐れもないかと思います。皆さまの慎重審議よろしくをお願いいたします。</p>
議長	<p>整理番号1について、ご質疑がありましたらお願いいたします。</p> <p>(なし、の声)</p> <p>それでは、お諮りいたします。整理番号1の許可申請について、許可することに、ご異議ございませんか。</p> <p>(異議なし、の声)</p> <p>ご異議ございませんので、整理番号1については、許可といたします。</p> <p>次に、整理番号2について、事務局より説明を求めます。</p>
事務局長	<p>整理番号2を説明いたしますので、2ページをご覧ください。申請人の住所氏名は、記載のとおりです。申請地は、児玉町上真下地内の田1筆、面積は記載のとおりです。売買による所有権移転です。経営状況は、記載のとおりです。地区担当は、坂爪委員でございます。なお、申請地位置図は、4ページになります。</p> <p>受人所有農地の現地調査及び書類審査を事務局において実施しましたところ、農地法第3条第2項の許可判断要件すべてを満たしているものと思われ ます。以上でございます。</p>
議長	整理番号2について、坂爪委員の報告をお願いいたします。
坂爪委員	18番坂爪が報告させていただきます。7月20日、黒沢推進委員、新井推進委員と現地確認をし、受人から聞き取りを行いました。4ページ、3-2の地図をご覧ください。〇〇〇との境になりますが、〇〇〇〇から30

	<p>0メートルぐらい北に入った場所にあります。〇〇〇〇が近くにあります。申請地は水田となっています。農業従事者は2人で、農業従事日数はそれぞれ300日です。申請地は水稻を作付けしたいということです。受人の農機具所有状況を確認したところ、経営農地にて農業経営を充分行えることを確認しました。</p> <p>なお、受人の所有農地の耕作状況を現地確認したところ、すべての農地が問題なく利用されており、周辺農地への支障の恐れもないかと思えます。皆さまの慎重審議よろしくお願いいたします。</p>
議長	<p>整理番号2について、ご質疑がありましたらお願いいたします。</p> <p>(なし、の声)</p> <p>それでは、お諮りいたします。整理番号2の許可申請について、許可することに、ご異議ございませんか。</p> <p>(異議なし、の声)</p> <p>ご異議ございませんので、整理番号2については、許可といたします。</p> <p>次に、整理番号3について、事務局より説明を求めます。</p>
事務局長	<p>整理番号3を説明いたしますので、2ページをご覧ください。申請人の住所氏名は、記載のとおりです。申請地は、新井地内の畑1筆、面積は記載のとおりです。売買による所有権移転です。経営状況は、記載のとおりです。地区担当は、塩原委員でございます。なお、申請地位置図は、5ページになります。</p> <p>受人所有農地の現地調査及び書類審査を事務局において実施しましたところ、農地法第3条第2項の許可判断要件すべてを満たしているものと思われます。以上でございます。</p>
議長	<p>整理番号3について、塩原委員の報告をお願いいたします。</p>
塩原委員	<p>6番塩原が報告させていただきます。7月20日、戸塚推進委員と現地確認をし、受人から聞き取りを行いました。受人からは電話での聞き取りになりました。5ページ、3-3の地図をご覧ください。申請地は新井の西に位置し、申請地の東の農地が受人の所有する農地となります。農業従事者は3人です。従事日数は本人240日、妻子はそれぞれ200日です。申請地には、白菜、ねぎ、とうもろこしを予定しております。受人の農機具所有状況を確認したところ、経営農地にて農業経営を充分行えることを確認しました。</p> <p>なお、受人の所有農地の耕作状況を現地確認したところ、すべての農地が問題なく利用されており、周辺農地への支障の恐れもないかと思えます。皆さまの慎重審議よろしくお願いいたします。</p>
議長	<p>整理番号3について、ご質疑がありましたらお願いいたします。</p>

	<p>(なし、の声)</p> <p>それでは、お諮りいたします。整理番号3の許可申請について、許可することに、ご異議ございませんか。</p> <p>(異議なし、の声)</p> <p>ご異議ございませんので、整理番号3については、許可といたします。</p> <p>次に、整理番号4について、事務局より説明を求めます。</p>
事務局長	<p>整理番号4を説明いたしますので、2ページをご覧ください。申請人の住所氏名は、記載のとおりです。申請地は、児玉町児玉地内の田3筆及び畑1筆、面積は記載のとおりです。贈与による所有権移転です。経営状況は、記載のとおりです。地区担当は、永尾委員でございます。なお、申請地位置図は、6ページになります。</p> <p>受人所有農地の現地調査及び書類審査を事務局において実施しましたところ、農地法第3条第2項の許可判断要件すべてを満たしているものと思われまます。以上でございます。</p>
議長	<p>整理番号4について、永尾委員の報告をお願いいたします。</p>
永尾委員	<p>12番永尾が報告させていただきます。受人と渡人は親子になります。農業従事者は受人と渡人を含む3名です。経営の中心が受人となる、贈与による所有権移転です。農機具所有状況や、所有農地の耕作状況も問題なく、周辺農地への支障の恐れもないかと思えます。皆さまの慎重審議よろしく願いいたします。</p>
議長	<p>整理番号4について、ご質疑がありましたらお願いいたします。</p> <p>(なし、の声)</p> <p>それでは、お諮りいたします。整理番号4の許可申請について、許可することに、ご異議ございませんか。</p> <p>(異議なし、の声)</p> <p>ご異議ございませんので、整理番号4については、許可といたします。</p> <p>次に、第32号議案「農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について(通年)」を上程いたします。事務局より説明願います。</p>
事務局長	<p>第32号議案を説明いたしますので、議案書7ページをご覧ください。</p> <p>第32号議案農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について(通年)をご説明申し上げます。本議案につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、別紙農用地利用集積計画を決定したいので、ご提案申し上げます。議案内容ですが、農業経営基盤強化促進法第18条の規定により、別紙の農用地利用</p>

	<p>集積計画の決定に係る議決を求めるものでございます。本日提出、会長。</p> <p>計画内容については、8ページから11ページまでをご覧ください。今回の申請件数は、18件です。田10筆、畑34筆、面積合計45,339㎡の利用権設定でございます。</p> <p>次に、農用地利用集積計画についてご説明いたします。農用地利用集積計画は、農業委員会の決定を経て、市で公告しますが、決定の要件としては農業経営基盤強化促進法第18条第3項の規定により、市で定めた基本構想に適合することが必要でございます。</p> <p>本庄市では、利用権の設定等を受ける者が備えるべき要件として、全ての農用地を効率的に耕作又は養畜の事業を行うと認められること、耕作又は養畜の事業に必要な農作業に常時従事すると認められること、その者が農業によって自立しようとする意欲と能力を有すると認められること、その者の農業経営に主として従事すると認められる青壮年の農業従事者がいるものとされており、以上の要件を全て備えることと定めております。今回の農用地利用集積計画の内容は、これらの要件を全て満たしているものと思われま。以上でございます。</p>
議長	<p>第32号議案について、ご質疑がありましたらお願いいたします。</p> <p>(なし、の声)</p> <p>それでは、お諮りいたします。</p> <p>第32号議案については、原案のとおり決定することに、ご異議ございませんか。</p> <p>(異議なし、の声)</p> <p>ご異議ございませんので、第32号議案については、原案のとおり決定いたしました。</p> <p>次に、第33号議案「農地法第4条の規定による許可申請について」を上程いたします。事務局より説明願います。</p>
事務局長	<p>第33号議案を説明いたしますので、議案書12ページをご覧ください。</p> <p>第33号議案農地法第4条の規定による許可申請について、ご説明申し上げます。本議案につきましては、農地法第4条第3項の意見を付して、埼玉県知事に送付するため、別紙申請について意見の決定をしたいので、ご提案申し上げます。議案内容ですが、農地法第4条の規定により、別紙の許可申請について意見を求めるものでございます。本日提出、会長。</p> <p>申請内容については、13ページをご覧ください。申請件数は1件です。引き続き、整理番号1を説明いたします。申請人の住所氏名は、記載のとおりです。申請地は、沼和田地内の田1筆、面積は記載のとおりです。申請</p>

	<p>事由は、敷地拡張建設工事です。用途地域は、指定なしです。地区担当は、塩原委員でございます。</p> <p>申請地は、14ページをご覧ください。4-1については、農用地域内農地及び甲種農地には該当せず、農地の集約性が10ヘクタール未満であることから第2種農地と判断いたしました。第2種農地の転用は、申請地に替えて周辺の他の土地を供することによって、申請事業の目的を達成することができないと認められるときは、許可相当になりますので、本申請は許可相当であるものと思われま。また、一般基準の不許可相当に該当する項目は、申請書類を審査する限りにおいて、ないものと思われま。なお、当該申請地につきましては、昭和30年代から隣接する住宅の敷地と一体で使用しており、母屋を建て替える際に、車庫を建設し利用してまいりました。今般、当該申請地が農地であり、農地法違反であることを認識したとのことございま。申請人から理由書が提出され、改めて農地法の許可を得て是正したく申請に至ったとのことございま。以上ございま。</p>
議長	整理番号1について、塩原委員の報告をお願いいたします。
塩原委員	<p>6番塩原が報告します。7月20日、戸塚推進委員と申請人の聞き取り及び現地確認を行いました。14ページ4-1の地図をご覧ください。申請地は○○○○○○○沿いにあり、申請人の自宅に隣接してまいります。先代が購入した土地でしたが、所有権移転登記をしていなかっため、地目も農地として残ってしまったということです。転用に当たっては特に問題はないと思われま。皆様の慎重審議をよろしくをお願いいたします。</p>
議長	<p>整理番号1について、ご質疑がございましたらお願いいたします。</p> <p>(なし、の声)</p> <p>それでは、お諮りいたします。整理番号1の許可申請について、許可相当とすることに、ご異議ございませんか。</p> <p>(異議なし、の声)</p> <p>ご異議ございませんで、許可相当として県知事に意見を送付いたします。次に、第34号議案「農地法第5条の規定による許可申請について」を上程いたします。事務局より説明願いま。</p>
事務局長	<p>第34号議案を説明いたしますので、議案書15ページをご覧ください。</p> <p>第34号議案農地法第5条の規定による許可申請について、ご説明申し上げます。本議案につきましては、農地法第5条第3項の意見を付して、埼玉県知事に送付するため、別紙申請について意見の決定をしたいので、ご提案申し上げます。議案内容ですが、農地法第5条の規定により、別紙の許可申請について意見を求めるものでございま。本日提出、会長。</p>



	申請内容については、16ページ及び17ページをご覧ください。申請件数は、13件で、所有権移転8件、賃借権3件及び使用貸借権2件でございます。以上でございます。
議長	それでは、整理番号1から順に審議いたします。まず、整理番号1について、事務局より説明を求めます。
事務局長	整理番号1を説明いたしますので、16ページをご覧ください。申請人の住所氏名は、記載のとおりです。申請地は、東五十子地内の畑1筆、面積は記載のとおりです。権利区分は、所有権移転です。申請事由は、太陽光発電施設用地です。用途地域は、指定なしです。都市計画法第34条第11号の指定区域となっています。地区担当は、立石委員でございます。 申請地は、18ページをご覧ください。5-1については、農用地区域内農地及び甲種農地には該当せず、農地の集団性が10ヘクタール未満であることから第2種農地と判断いたしました。第2種農地の転用は、申請地に替えて周辺の他の土地を供することによって、申請事業の目的を達成することができないと認められるときは、許可相当になりますので、本申請は許可相当であるものと思われます。また、一般基準の不許可相当に該当する項目は、申請書類を審査する限りにおいて、ないものと思われます。以上でございます。
議長	整理番号1について、立石委員の報告をお願いいたします。
立石委員	8番立石が報告いたします。7月21日、飯島推進委員と現地確認と申請人から聞き取りを行いました。18ページ5-1の地図をご覧ください。申請地は〇〇〇沿いになります。申請事由は太陽光発電用地で、用途地域は指定なしの都市計画法34条11号区域です。周辺農地への支障の恐れもないかと思ひます。皆さまの慎重審議よろしくをお願いいたします。
議長	整理番号1について、ご質疑がありましたらお願いいたします。 (なし、の声) それでは、お諮りいたします。整理番号1の許可申請について、許可相当とすることに、ご異議ございませんか。 (異議なし、の声) ご異議ございませんので、許可相当として県知事に意見を送付いたします。次に、整理番号2について事務局に説明を求めます。
事務局長	整理番号2を説明いたしますので、16ページをご覧ください。申請人の住所氏名は、記載のとおりです。申請地は、児玉町共栄地内の畑5筆、面積は記載のとおりです。権利区分は、所有権移転です。申請事由は、資材置場用地です。用途地域は、指定なしです。地区担当は、坂爪委員でございます。

	<p>申請地は、19ページをご覧ください。5-2については、農用地区域内農地及び甲種農地には該当せず、農地の集団性が10ヘクタール未満であることから第2種農地と判断いたしました。第2種農地の転用は、申請地に替えて周辺の他の土地を供することによって、申請事業の目的を達成することができないと認められるときは、許可相当になりますので、本申請は許可相当であるものと思われます。また、一般基準の不許可相当に該当する項目は、申請書類を審査する限りにおいて、ないものと思われます。以上でございます。</p>
議長	<p>整理番号2について、坂爪委員の報告をお願いいたします。</p>
坂爪委員	<p>18番坂爪が報告いたします。7月20日、新井推進委員、黒沢推進委員と現地確認を行いました。19ページ5-2の地図をご覧ください。申請地は〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇の近くにあります。申請理由は資材置場にして、鉄筋を置きたいということです。周辺は、工場や住宅、駐車場に囲まれており、周辺農地への支障の恐れもないかと思ひます。皆さまの慎重審議よろしくお願ひいたします。</p>
議長	<p>整理番号2について、ご質疑がありましたらお願いいたします。</p> <p>(なし、の声)</p> <p>それでは、お諮りいたします。整理番号2の許可申請について、許可することに、ご異議ございませんか。</p> <p>(異議なし、の声)</p> <p>ご異議ございませんので、許可相当として県知事に意見を送付いたします。次に、整理番号3について、事務局より説明を求めます。</p>
事務局長	<p>整理番号3を説明いたしますので、16ページをご覧ください。申請人の住所氏名は、記載のとおりです。申請地は、大字なし地内の田1筆、面積は記載のとおりです。権利区分は、賃借権です。申請事由は、現場事務所及び資材置場用地の一時転用です。用途地域は、指定なしです。地区担当は、細野会長代理でございます。</p> <p>市発注の公共下水道汚水管渠築造工事の受注に伴ひ、現場事務所及び資材置場用地として、一時借用するため許可申請となったものです。</p> <p>申請地は、20ページをご覧ください。5-3については、現場事務所及び資材置場用地の一時転用であり、一時転用については、農用地区域内農地であっても許可することができることとされております。また、一時転用は、その利用に供された後にその土地が耕作の目的に供されることが確実と認められるときは、許可されることとなりますが、工事終了後の令和2年4月末日までに原状に復し、返還すると記載されており、その農地の復元性が認め</p>

	<p>られることから、本申請は許可相当であるものと思われます。また、一般基準の不許可相当に該当する項目は、申請書類を審査する限りにおいて、ないものと思われます。以上でございます。</p>
議長	<p>整理番号3について、細野俊文委員の報告をお願いいたします。</p>
細野俊文委員	<p>1番細野が報告いたします。7月20日、細野林之助推進委員と現地確認と申請人から聞き取り調査を行いました。申請地は〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇から東に300メートルぐらいのところにあります。申請事由は公共用下水道工事に伴う一事転用です。現場事務所と資材置場用地に使用したいとのこと。一時転用ということで、工事が終わりましたら、元の農地に戻すということで、特に問題はないかと思えます。皆さまの慎重審議よろしくをお願いいたします。</p>
議長	<p>整理番号3について、皆さまよりご質疑がありましたらお願いいたします。 (なし、の声) それでは、お諮りいたします。整理番号3の許可申請について、許可相当とすることに、ご異議ございませんか。 (異議なし、の声) ご異議ございませんので、許可相当として県知事に意見を送付いたします。次に整理番号4について事務局より説明を求めます。</p>
事務局長	<p>整理番号4を説明いたしますので、16ページをご覧ください。申請人の住所氏名は、記載のとおりです。申請地は、児玉町児玉地内の畑1筆、面積は記載のとおりです。権利区分は、所有権移転です。申請事由は、分譲住宅用地です。用途地域は、準工業地域です。地区担当は、宮部委員でございます。</p> <p>申請地は、21ページをご覧ください。5-4については、準工業地域に存していますので、第3種農地と判断いたしました。第3種農地の転用は、原則、許可相当になるものと思われます。また、一般基準の不許可相当に該当する項目は、申請書類を審査する限りにおいて、ないものと思われます。以上でございます。</p>
議長	<p>整理番号4について、宮部委員の報告をお願いいたします。</p>
宮部委員	<p>11番宮部が報告します。7月23日、田島推進委員と現地確認を行いました。21ページ5-4の地図をご覧ください。〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇沿いにあり、〇〇〇がすぐ北側あります。申請事由は分譲住宅用地です。用途地域は準工業地域です。近隣にはアパートや住宅が建ち並び、農地の集団性や周辺農地等への支障は無いことから、転用に当たっては特に問題はないと思われます。皆様の慎重審議をよろしくをお願いいたします。</p>

議長	<p>整理番号4について、皆さまよりご質疑がありましたらお願いいたします。  (なし、の声)</p> <p>それでは、お諮りいたします。整理番号4の許可申請について、許可相当とすることに、ご異議ございませんか。  (異議なし、の声)</p> <p>ご異議ございませんので、許可相当として県知事に意見を送付いたします。次に整理番号5について事務局より説明を求めます。</p>
事務局長	<p>整理番号5を説明いたしますので、16ページをご覧ください。申請人の住所氏名は、記載のとおりです。申請地は、今井地内の畑1筆、面積は記載のとおりです。権利区分は、使用貸借権です。申請事由は、自己用住宅用地です。用途地域は、指定なしです。都市計画法第34条第11号の指定区域となっています。地区担当は、浅見委員でございます。</p> <p>申請地は、22ページをご覧ください。5-5については、農用地区域内農地及び甲種農地には該当せず、農地の集団性が10ヘクタール未満であることから第2種農地と判断いたしました。第2種農地の転用は、申請地に替えて周辺の他の土地を供することによって、申請事業の目的を達成することができないと認められるときは、許可相当になりますので、本申請は許可相当であるものと思われます。また、一般基準の不許可相当に該当する項目は、申請書類を審査する限りにおいて、ないものと思われます。以上でございます。</p>
議長	<p>整理番号5について、浅見委員の報告をお願いいたします。</p>
浅見委員	<p>9番浅見が報告します。7月21日、鯨井推進委員と現地確認と聞き取り調査を行いました。22ページ5-5の地図をご覧ください。申請事由は自己用住宅用地です。近隣はアパートや住宅が建ち並び、農地の集団性や周辺農地等への支障は無いことから、転用に当たっては特に問題はないと思われます。皆様の慎重審議をよろしくお願いいたします。</p>
議長	<p>整理番号5について、皆さまよりご質疑がありましたらお願いいたします。  (なし、の声)</p> <p>それでは、お諮りいたします。整理番号5の許可申請について、許可相当とすることに、ご異議ございませんか。  (異議なし、の声)</p> <p>ご異議ございませんので、許可相当として県知事に意見を送付いたします。次に整理番号6について事務局より説明を求めます。</p>
事務局長	<p>整理番号6を説明いたしますので、16ページをご覧ください。申請人の住所氏名は、記載のとおりです。申請地は、西五十子地内の畑1筆、面積は</p>

	<p>記載のとおりです。権利区分は、所有権移転です。申請事由は、体験学習農園用地です。用途地域は、指定なしです。都市計画法第34条第11号の指定区域となっています。地区担当は、立石委員でございます。</p> <p>申請地は、23ページをご覧ください。5-6については、農用区域内農地及び甲種農地には該当せず、農地の集団性が10ヘクタール未満であることから第2種農地と判断いたしました。第2種農地の転用は、申請地に替えて周辺の他の土地を供することによって、申請事業の目的を達成することができないと認められるときは、許可相当になりますので、本申請は許可相当であるものと思われます。また、一般基準の不許可相当に該当する項目は、申請書類を審査する限りにおいて、ないものと思われます。以上でございます。</p>
議長	整理番号6について、立石委員の報告をお願いいたします。
立石委員	<p>8番立石が報告します。7月21日、飯島推進委員と現地確認と聞き取り調査を行いました。23ページ5-6の地図をご覧ください。申請理由は体験学習農園用地です。現在使用している体験学習農園があるのですが、狭いのと、作付けの連作障害を避けるために、新しく場所を探し申請したということです。申請地には、じゃがいもとさつまいもを作付予定です。</p> <p>体験学習農園ということで、周辺農地等への支障は無いことから、転用に当たっては特に問題はないと思われます。皆様の慎重審議をよろしくお願いいたします。</p>
議長	整理番号6について、皆さまよりご質疑がありましたらお願いいたします。
立石委員	農地を農地として買うわけですが、3条でなく、5条でよいのですか。
議長	事務局の説明を求めます。
事務局	受人の業種上、申請により地目が農地でなく学校用地となります。今回は申請事由が体験学習農園ですが、仮にグラウンドや校舎であっても学校用地となります。所有権及び地目変更のため5条となります。
議長	<p>それでは、お諮りいたします。整理番号6の許可申請について、許可相当とすることに、ご異議ございませんか。</p> <p>(異議なし、の声)</p> <p>ご異議ございませんので、許可相当として県知事に意見を送付いたします。次に整理番号7について事務局より説明を求めます。</p>
事務局長	整理番号7を説明いたしますので、16ページをご覧ください。申請人の住所氏名は、記載のとおりです。申請地は、児玉町吉田林地内の畑1筆、面積は記載のとおりです。権利区分は、賃借権です。申請事由は、太陽光発電施設用地です。用途地域は、指定なしです。地区担当は、池田委員でござい

	<p>ます。</p> <p>申請地は、24ページをご覧ください。5-7については、農用地区域内農地及び甲種農地には該当せず、農地の集団性が10ヘクタール未満であることから第2種農地と判断いたしました。第2種農地の転用は、申請地に替えて周辺の他の土地を供することによって、申請事業の目的を達成することができないと認められるときは、許可相当になりますので、本申請は許可相当であるものと思われます。また、一般基準の不許可相当に該当する項目は、申請書類を審査する限りにおいて、ないものと思われます。以上でございます。</p>
議長	整理番号7について、池田委員の報告をお願いいたします。
池田委員	<p>19番池田が報告します。7月19日申請人から電話で聞き取りを行い、7月20日、齋藤推進委員と現地確認を行いました。24ページ5-7の地図をご覧ください。申請地は住宅と住宅に挟まれた農地です。作付けはされていませんが、保全管理はされておりました。申請事由は太陽光発電施設用地です。近隣は住宅が建ち並び、農地の集団性や周辺農地等への支障は無いことから、転用に当たっては特に問題はないと思われます。皆様の慎重審議をよろしくをお願いいたします。</p>
議長	<p>整理番号7について、皆さまよりご質疑がありましたらお願いいたします。</p> <p>(なし、の声)</p> <p>それでは、お諮りいたします。整理番号7の許可申請について、許可相当とすることに、ご異議ございませんか。</p> <p>(異議なし、の声)</p> <p>ご異議ございませんので、許可相当として県知事に意見を送付いたします。次に整理番号8について事務局より説明を求めます。</p>
事務局長	<p>整理番号8を説明いたしますので、17ページをご覧ください。申請人の住所氏名は、記載のとおりです。申請地は、児玉町八幡山地内の畑1筆、面積は記載のとおりです。権利区分は、所有権移転です。申請事由は、資材置場用地です。用途地域は、第1種住居地域です。地区担当は、永尾委員でございます。</p> <p>申請地は、25ページをご覧ください。5-8については、第1種住居地域に存していますので、第3種農地と判断いたしました。第3種農地の転用は、原則、許可相当になるものと思われます。また、一般基準の不許可相当に該当する項目は、申請書類を審査する限りにおいて、ないものと思われます。以上でございます。</p>
議長	整理番号8について、永尾委員の報告をお願いいたします。

永尾委員	<p>12番永尾が報告します。7月20日、武政推進委員と現地確認と聞き取り調査を行いました。25ページ5-8の地図をご覧ください。申請地は〇〇〇〇〇と〇〇〇〇の間に位置しており、申請事由は資材置場用地です。近隣は住宅が建ち並び、農地の集団性や周辺農地等への支障は無いことから、転用に当たっては特に問題はないと思われます。皆様の慎重審議をよろしくお願ひいたします</p>
議長	<p>整理番号8について、皆さまよりご質疑がありましたらお願ひいたします。 (なし、の声)</p> <p>それでは、お諮りいたします。整理番号8の許可申請について、許可相当とすることに、ご異議ございませんか。 (異議なし、の声)</p> <p>ご異議ございませんで、許可相当として県知事に意見を送付いたします。次に整理番号9について事務局より説明を求めます。</p>
事務局長	<p>整理番号9を説明いたしますので、17ページをご覧ください。申請人の住所氏名は、記載のとおりです。申請地は、児玉町児玉南4丁目地内の畑1筆、面積は記載のとおりです。権利区分は、所有権移転です。申請事由は、自己用住宅用地です。用途地域は、第1種住居地域です。地区担当は、宮部委員でございます。</p> <p>申請地は、26ページをご覧ください。5-9については、第1種住居地域に存してますので、第3種農地と判断いたしました。第3種農地の転用は、原則、許可相当になるものと思われます。また、一般基準の不許可相当に該当する項目は、申請書類を審査する限りにおいて、ないものと思われます。以上でございます。</p>
議長	<p>整理番号9について、宮部委員の報告をお願ひいたします。</p>
宮部委員	<p>11番宮部が報告します。7月23日、田島推進委員と現地確認を行いました。26ページ5-9の地図をご覧ください。申請地は児玉の区画整理地内にあり、用途区域は、第1種住居地域です。申請事由は自己用住宅用地で近隣は住宅が建ち並び、農地の集団性や周辺農地等への支障は無いことから、転用に当たっては特に問題はないと思われます。皆様の慎重審議をよろしくお願ひいたします。</p>
議長	<p>整理番号9について、皆さまよりご質疑がありましたらお願ひいたします。 (なし、の声)</p> <p>それでは、お諮りいたします。整理番号9の許可申請について、許可相当とすることに、ご異議ございませんか。 (異議なし、の声)</p>

	<p>ご異議ございませんので、許可相当として県知事に意見を送付いたします。次に整理番号10について事務局より説明を求めます。</p>
事務局長	<p>整理番号10を説明いたしますので、17ページをご覧ください。申請人の住所氏名は、記載のとおりです。申請地は、今井地内の畑1筆、面積は記載のとおりです。権利区分は、使用貸借権です。申請事由は、自己用住宅用地です。用途地域は、指定なしです。都市計画法第34条第11号の指定区域となっています。地区担当は、鈴木広子委員でございます。</p> <p>申請地は、27ページをご覧ください。5-10については、農用地区域内農地及び甲種農地には該当せず、農地の集団性が10ヘクタール未満であることから第2種農地と判断いたしました。第2種農地の転用は、申請地に替えて周辺の他の土地を供することによって、申請事業の目的を達成することができないと認められるときは、許可相当になりますので、本申請は許可相当であるものと思われます。また、一般基準の不許可相当に該当する項目は、申請書類を審査する限りにおいて、ないものと思われます。以上でございます。</p>
議長	<p>整理番号10について、鈴木広子委員の報告をお願いいたします。</p>
鈴木広子委員	<p>10番鈴木が報告します。7月20日、笠原推進委員と現地確認を行いました。27ページ5-10の地図をご覧ください。申請地は〇〇〇〇〇〇〇と〇〇〇〇〇〇〇のすぐ北にあります。申請事由は自己用住宅用地です。申請地は住宅に囲まれており、農地の集団性や周辺農地等への支障は無いことから、転用に当たっては特に問題はないと思われます。皆様の慎重審議をよろしくをお願いいたします。</p>
議長	<p>整理番号10について、皆さまよりご質疑がありましたらお願いいたします。</p> <p>(なし、の声)</p> <p>それでは、お諮りいたします。整理番号10の許可申請について、許可相当とすることに、ご異議ございませんか。</p> <p>(異議なし、の声)</p> <p>ご異議ございませんので、許可相当として県知事に意見を送付いたします。次に整理番号11について事務局より説明を求めます。</p>
事務局長	<p>整理番号11を説明いたしますので、17ページをご覧ください。申請人の住所氏名は、記載のとおりです。申請地は、児玉町児玉地内の畑1筆、面積は記載のとおりです。権利区分は、所有権移転です。申請事由は、住宅敷地拡張用地です。用途地域は、準工業地域です。地区担当は、宮部委員でございます。</p>



	<p>申請地は、28ページをご覧ください。5-11については、準工業地域に存していますので、第3種農地と判断いたしました。第3種農地の転用は、原則、許可相当になるものと思われます。また、一般基準の不許可相当に該当する項目は、申請書類を審査する限りにおいて、ないものと思われます。なお、当該申請地につきましては、平成29年9月頃に物置を設置し、使用しておりましたが、今般、当該申請地が農地であり、農地法違反であることを認識したとのこととございます。申請人から始末書が提出され、改めて農地法の許可を得て是正したく申請に至ったとのこととございます。以上とございます。</p>
議長	<p>整理番号11について、宮部委員の報告をお願いいたします。</p>
宮部委員	<p>11番宮部よりご説明させていただきます。7月23日に田島推進委員と聞き取り及び現地確認をしました。</p> <p>29ページ5-12の地図をご覧ください。申請地は、〇〇〇〇〇と住宅の間にある狭い農地です。用途地域は準工業地域となっております。</p> <p>申請事由は住宅の敷地拡張用地です。現地は既に物置がありました。2、3年前に設置したそうです。自分の土地と思っていたら、祖父の代に分筆をし、畑のままであったので申請に至ったということです。始末書も提出されております。農地の集団性や周辺農地等への支障は無いことから、転用に当たっては特に問題はないと思われます。皆様の慎重審議をよろしくをお願いいたします。</p>
議長	<p>整理番号11について、皆さまよりご質疑がありましたらお願いいたします。</p> <p>(なし、の声)</p> <p>それでは、お諮りいたします。整理番号11の許可申請について、許可相当とすることに、ご異議ございませんか。</p> <p>(異議なし、の声)</p> <p>ご異議ございませんので、許可相当として県知事に意見を送付いたします。次に整理番号12について事務局より説明を求めます。</p>
事務局長	<p>整理番号12を説明いたしますので、17ページをご覧ください。申請人の住所氏名は、記載のとおりです。申請地は、児玉町吉田林地内の畑1筆、面積は記載のとおりです。権利区分は、所有権移転です。申請事由は、分譲住宅用地です。用途地域は、第1種住居地域です。地区担当は、池田委員とございます。</p> <p>申請地は、29ページをご覧ください。5-12については、第1種住居地域に存していますので、第3種農地と判断いたしました。第3種農地の転</p>

	用は、原則、許可相当になるものと思われます。また、一般基準の不許可相当に該当する項目は、申請書類を審査する限りにおいて、ないものと思われます。以上でございます。
議長	整理番号12について、池田委員の報告をお願いいたします。
池田委員	19番池田が報告します。7月20日、齋藤推進委員と現地確認と聞き取り調査を行いました。29ページ5-12の地図をご覧ください。申請地は〇〇〇〇〇沿いにあり、住宅が多く畑が点々とある農地です。作付けはされていませんが、保全管理はされておりました。申請事由は分譲住宅用地です。農地の集団性や周辺農地等への支障は無いことから、転用に当たっては特に問題はないと思われます。皆様の慎重審議をよろしくをお願いいたします。
議長	整理番号12について、皆さまよりご質疑がありましたらお願いいたします。 (なし、の声) それでは、お諮りいたします。整理番号12の許可申請について、許可相当とすることに、ご異議ございませんか。 (異議なし、の声) ご異議ございませんので、許可相当として県知事に意見を送付いたします。次に整理番号13について事務局より説明を求めます。
事務局長	整理番号13を説明いたしますので、17ページをご覧ください。申請人の住所氏名は、記載のとおりです。申請地は、児玉町飯倉地内の畑1筆、面積は記載のとおりです。権利区分は、賃借権です。申請事由は、資材置場用地です。用途地域は、指定なしです。地区担当は、吉田委員でございます。 申請地は、30ページをご覧ください。5-13については、農用地区域内農地及び甲種農地には該当せず、農地の集団性が10ヘクタール未満であることから第2種農地と判断いたしました。第2種農地の転用は、申請地に替えて周辺の他の土地を供することによって、申請事業の目的を達成することができないと認められるときは、許可相当になりますので、本申請は許可相当であるものと思われます。また、一般基準の不許可相当に該当する項目は、申請書類を審査する限りにおいて、ないものと思われます。以上でございます。
議長	整理番号13について、吉田委員の報告をお願いいたします。
吉田委員	15番吉田が報告します。7月21日、鈴木良美推進委員と現地確認と聞き取り調査を行いました。30ページ5-13の地図をご覧ください。申請地は周囲が山林原野のようなところに囲まれております。渡人に確認したところ、自分の土地だけど、おおよその場所しかわからないと言われてしまい

	<p>ました。申請事由は資材置場用地です。周囲は山林原野で、農地の集団性や周辺農地等への支障は無いことから、転用に当たっては特に問題はないと思われまます。皆様の慎重審議をよろしくお願いいたします。</p>
議長	<p>整理番号13について、皆さまよりご質疑がありましたらお願いいたします。</p> <p>(なし、の声)</p> <p>それでは、お諮りいたします。整理番号13の許可申請について、許可相当とすることに、ご異議ございませんか。</p> <p>(異議なし、の声)</p> <p>ご異議ございませんので、許可相当として県知事に意見を送付いたします。次に、第35号議案「本庄市鳥獣被害防止対策協議会委員の推薦について」を上程いたします。事務局より説明願います。</p>
事務局長	<p>第35号議案を説明いたしますので、議案書31ページをご覧ください。</p> <p>第35号議案本庄市鳥獣被害防止対策協議会委員の推薦について、ご説明申し上げます。本議案につきましては、本庄市鳥獣被害防止対策協議会会長からの推薦依頼に伴い、ご提案申し上げるものでございます。議案内容ですが、次の者を本庄市鳥獣被害防止対策協議会委員として推薦したいので、議決を求めるものでございます。本日提出、会長。</p> <p>被推薦者につきましては、先月6月総会時の事務局連絡事項での協議を踏まえまして、下記の表のとおり推薦するものです。なお、氏名及び住所は記載のとおりです。以上でございます。</p>
議長	<p>第35号議案について、皆さんから、ご質疑がありましたらお願いいたします。</p> <p>(なし、の声)</p> <p>それでは、お諮りいたします。第35号議案については、原案のとおり推薦することに、ご異議ございませんか。</p> <p>(異議なし、の声)</p> <p>ご異議ございませんので、第35号議案については、原案のとおり推薦することに決定いたしました。</p> <p>以上で、議案審議を終了いたします。</p> <p>続きまして、報告に入ります。</p> <p>まず、報告第29号を事務局よりお願いします。</p>
事務局長	<p>報告第29号を説明いたしますので、議案書32ページをご覧ください。</p> <p>報告第29号農地法第3条の3の規定による届出について、農地法第3条の3の規定により、別紙の届出について本庄市農業委員会事務決裁規程第3</p>

	<p>条の規定により専決したので報告するものでございます。本日提出、会長。</p> <p>届出内容については、33ページ及び34ページをご覧ください。専決処分件数は、6件です。相続等により農地を取得した場合は、遅滞なく農業委員会へ届け出なければならないという規定による届出でございます。以上でございます。</p>
議長	<p>報告でありますので、ご了解いただき、次に進みます。</p> <p>次に、報告第30号を事務局よりお願いします。</p>
事務局長	<p>報告第30号を説明いたしますので、議案書35ページをご覧ください。</p> <p>報告第30号農地法第4条第1項第7号の規定による届出について、農地法第4条第1項第7号の規定により、別紙の届出について本庄市農業委員会事務決裁規程第3条の規定により専決したので報告するものでございます。</p> <p>本日提出、会長。</p> <p>届出内容については、36ページをご覧ください。専決処分件数は、4件です。市街化区域内にある農地を農地以外のものにする場合は、あらかじめ農業委員会へ届け出ることによって県知事の許可を必要としないという規定による届出でございます。以上でございます。</p>
議長	<p>報告でありますので、ご了解いただき、次に進みます。</p> <p>次に、報告第31号を事務局よりお願いします。</p>
事務局長	<p>報告第31号を説明いたしますので、議案書37ページをご覧ください。</p> <p>報告第31号農地法第5条第1項第6号の規定による届出について、農地法第5条第1項第6号の規定により、別紙の届出について本庄市農業委員会事務決裁規程第3条の規定により専決したので報告するものでございます。</p> <p>本日提出、会長。</p> <p>届出内容については、38ページをご覧ください。専決処分件数は、6件です。市街化区域内にある農地を農地以外のものにして、所有権の移転などをする場合は、あらかじめ農業委員会に届け出ることによって県知事の許可を必要としないという規定による届出でございます。以上でございます。</p>
議長	<p>報告でありますので、ご了解いただき、次に進みます。</p> <p>次に、報告第32号を事務局よりお願いします。</p>
事務局長	<p>報告第32号を説明いたしますので、議案書39ページをご覧ください。</p> <p>報告第32号農地法第6条の規定による農地所有適格法人の報告について、農地法第6条第1項の規定により、別紙のとおり報告書が提出されたので報告するものでございます。本日提出、会長。</p> <p>報告書の提出件数は、1件で、その報告書が40ページから42ページのとおりとなっております。</p>

	<p>農地所有適格法人とは、耕作目的での農地の所有権などの権利の取得が認められている農地法上の法人でございます。農地所有適格法人となるための要件は、「法人形態要件」「構成員要件」「事業要件」「役員要件」となっております。これらの要件は、設立時のみでなく、設立後も満たされていることが必要となります。毎事業年度の終了後、3ヶ月以内に事業の状況等を農業委員会へ報告することが義務付けられているものです。以上でございます。</p>
議長	<p>報告でありますので、ご了解いただき、次に進みます。</p> <p>次に、報告第33号を事務局よりお願いします。</p>
事務局長	<p>報告第33号を説明いたしますので、議案書43ページをご覧ください。</p> <p>報告第33号農地法第18条第6項の規定による通知について、農地法第18条第6項の規定により、別紙農地の賃貸借契約合意解約通知書を受領し、同条第1項の規定に基づく合意解約が成立したので報告するものでございます。本日提出、会長。</p> <p>賃貸借契約合意解約通知書の受領件数は、2件です。その通知内容は、44ページをご覧ください。農地の賃貸借につき合意による解約の通知が農地法第18条第1項ただし書の規定により同項の許可を要しないで行われた場合には、これらの行為をした者は、農業委員会にその旨を通知しなければならないという規定による通知でございます。以上でございます。</p>
議長	<p>報告でありますので、ご了解いただき、次に進みます。</p> <p>次に、報告第34号を事務局よりお願いします。</p>
事務局長	<p>報告第34号を説明いたしますので、議案書45ページをご覧ください。</p> <p>報告第34号農業用施設（2アール未満）の設置に伴う届出について、農地法施行規則第29条第1号の規定により、別紙の届出について本庄市農業委員会事務決裁規程第3条の規定により専決したので報告するものでございます。本日提出、会長。</p> <p>届出内容については、46ページをご覧ください。専決処分件数は、1件です。2アール未満の農地を農業用施設に供する場合は、あらかじめ農業委員会へ届け出ることによって県知事の許可を必要としないという規定による届出でございます。以上でございます。</p>
議長	<p>報告でありますので、ご了解いただきたいと思います。</p> <p>以上で、報告を終了いたします。</p> <p>皆さまのご協力により、本日の付議事件は、すべて終了いたしました。</p> <p>ここで、議長の座を降ろさせていただきます。ありがとうございました。</p>
事務局長	<p>ありがとうございます。</p> <p>次に、議事日程5事務局連絡事項に移ります。</p>

	事務局説明 閉会
--	-------------

令和元年第7回本庄市農業委員会総会出・欠席者名簿

開催日	令和元年7月25日(木)
開催場所	本庄市役所 大会議室
開会時刻	午後2時
閉会時刻	午後3時30分
会長	田端 講一
会長代理	細野 俊文

議席番号	農業委員氏名	出欠状況	議事録署名人	地区	推進員氏名	出欠状況
1	細野 俊文	出席		藤田	齋藤 好幸	出席
2	小川 忠	出席	○		久米 正夫	出席
3	前原 喜夫	出席	○	仁手	福島 一	出席
4	茂木 伸夫	出席			八木 弘	出席
5	坂上 佳久	出席		旭	戸塚 毅	出席
6	塩原 廣一	出席			亀田 伸一郎	出席
7	茂木 悟	出席		北泉	飯島 和憲	出席
8	立石 勝義	出席			鯨井 雅吏	出席
9	浅見 精治	出席			笠原 正一	出席
10	鈴木 広子	出席		児玉	田島 勇扇	出席
11	宮部 延一	出席			武政 恒雄	出席
12	永尾 路子	出席		金屋	倉林 永次	出席
13	田端 講一	出席			鈴木 良美	出席
14	清水 茂則	出席			奥原 定雄	出席
15	吉田 功	出席		秋平	清水 文夫	出席
16	福田 光男	出席			福島 清次	出席
17	坂本 静枝	出席			間正 始	欠席
18	坂爪 裕	出席		本泉	倉林 正	出席
19	池田 稔	出席			木村 文子	出席
本庄	細野 林之助	出席		共和	黒沢 豊	出席
	吉岡 昭	出席			新井 明夫	出席
藤田	内田 徳晃	出席			齊藤 勇	出席

説明員

事務局長	早野 悟
局長補佐兼庶務係長	高山 教子
農地係長	飯島 崇
庶務係主査	飯川 佳紘
農地係主任	新井 靖子
農地係主事補	小林 祥平
環境産業課産業係主事	今井 蘭
臨時職員	津久井 伊久弥

書記

農地係長	飯島 崇
------	------